

みやの地域づくり協議会会則

第1章 総則

(目的)

第1条 この会は、「みんなに、やさしい、のびゆくまちづくり」を基調に、住民及び各種団体の連携・協力により地域課題の解決に向けた活動を活性化し、もって心豊かで、住みよい宮野地区の形成を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 この会は、みやの地域づくり協議会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、山口市宮野地域交流センター内に置く。

(事業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 安心・安全な生活環境づくりに関する事業
- (2) 健康の増進、福祉の向上に関する事業
- (3) 人権教育・青少年健全育成に関する事業
- (4) 文化・スポーツの振興に関する事業
- (5) その他本会の目的の達成に必要な事業

第2章 組織

(構成)

第5条 本会は、次の各号から選ばれた委員をもって構成する。

- (1) 本会の目的に賛同する宮野地区内の別表1に掲げる各種団体（以下「各種団体」という。）から選出された者

(2) その他役員会が推薦する者

2 前項に掲げる各種団体からの選出委員の数は、2名以内とする。

ただし、会長・副会長を選任した各種団体からの選出委員の数は3名以内とする。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 3名以内

(3) 部会長 各部会1名

(4) 副部会長 各部会1名

2 役員は、委員の中から総会において選任する。

(監事)

第7条 本会に監事2名を置く。

2 監事は、役員会の推薦により会長が指名する。

(顧問)

第8条 本会に若干名の顧問を置くことができる。

2 顧問は、総会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

(任期)

第9条 役員及び監事の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第10条 役員の職務は、次のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長

が欠けた時は、その職務を代行する。

(3) 部会長は、部会を代表し、部会の運営及び活動を遂行する。

(4) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代行する。

2 監事は、本会の会計監査の任に当たる。

3 顧問及び監事は、会長の要請により会議に出席して、意見を述べることができる。

(部会)

第11条 第4条に規定する事業を企画・運営するため、次の部会を置く。

(1) 総務部会

(2) 生活・環境部会

(3) 地域福祉部会

(4) 安心・安全部会

(5) 健康・体育部会

(6) 文化・伝統部会

2 各種団体から選出された委員は、別表2の部会に所属するものとする。ただし、会長、副会長、監事及び顧問にあつては、部会には所属しないものとする。

3 各部会は、部会長1名及び副部会長1名をそれぞれ互選により選出する。

4 各種団体から選出された委員は、部会に属する事項を調査審議し、本会の決定した事項の推進にあたる。

(事務局)

第12条 本会の会務を処理するため、事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局長 1名
- (2) 事務局員 若干名

2 事務局長は会長が指名し、役員会で承認を得る。

3 事務局長は本会の会計並びに運営に関する事務一般を統括する。

4 事務局長及び事務局員は、本会が雇用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第13条 本会の会議は、定時総会、臨時総会、役員会、部会とする。

(会議の招集)

第14条 総会及び役員会は、会長が招集し、部会は部会長が招集する。

- (1) 定期総会は、年1回招集する。
- (2) 臨時総会については、委員の3分の1以上の者から要求があったとき、または役員会において必要と認めるときに、会長が召集する。
- (3) 役員会及び部会は必要に応じて開催する。

(会議の定数及び採決)

第15条 総会及び役員会は、構成員の半数以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(会議の議長)

第16条 総会及び役員会にあっては会長が、部会にあっては部会長がそれぞれ議長となる。

(総会)

第17条 総会は、次の事項を決定する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (3) 会則の改廃に関する事項
- (4) 役員を選任に関する事項
- (5) その他、会長が必要と認めた事項

(役員会)

第18条 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 部会から提議された事項
- (3) その他必要な事項

(部会)

第19条 部会は、次の事項の審議を行なう。

- (1) 部会に関する事項
- (2) 役員会に提議する事項
- (3) 役員会から提議された事項

第4章 雑則

(経費)

第20条 本会の経費は、交付金、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日をもって終わる。

(その他)

第22条 この会則に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、役員会で定める。

附 則

この会則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年5月28日から施行する。

附 則

この会則は、平成26年8月11日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年6月30日から施行する。

附 則

この会則は、令和元年6月6日から施行する。

附 則

この会則は、令和4年6月7日から施行する。

別表 1 (第 5 条 1 項関係)

No.	団 体 名
1	宮野自治連合会
2	宮野自治連合会女性部
3	山口市宮野財産区
4	宮野地区社会福祉協議会
5	宮野地区民生委員児童委員協議会
6	宮野地区福祉員協議会
7	山口市宮野地域交流センター運営協議会
8	山口市宮野地域交流センター活動後援会
9	宮野地区消防後援会
10	山口市消防団中部方面隊宮野分団
11	宮野観光会
12	宮野明朗会
13	宮野地区青少年健全育成連絡協議会
14	宮野地区子ども会育成連絡協議会
15	宮野地区更生保護女性会
16	宮野地区人権学習推進協議会
17	宮野商工振興会
18	山口交通安全協会宮野分会
19	宮野地区体育委員会
20	宮野スポーツ少年団連絡協議会
21	宮野をよくする会
22	マロニエの森の会
23	宮野古典保存会
24	山口市立宮野幼稚園
25	山口市立宮野幼稚園 PTA
26	山口市立宮野小学校
27	山口市立宮野小学校 PTA
28	山口市立宮野中学校
29	山口市立宮野中学校親育会
30	山口県農業協同組合宮野支所

別表2（第11条2項関係）

部 会 名	団 体 名	
総 務	宮野自治連合会 山口市宮野地域交流センター運営協 議会 山口市立宮野幼稚園 山口市立宮野小学校 山口市立宮野中学校 山口県農業協同組合宮野支所	
生活・環境	宮野自治連合会 宮野自治連合会女性部 山口市宮野財産区 山口市宮野地域交流センター運営協 議会 宮野地区人権学習推進協議会	宮野地区社会福祉協議会 宮野地区民生委員児童委員協議会 宮野地区福祉員協議会 宮野観光会 マロニエの森の会 山口交通安全協会宮野分会 宮野古典保存会
地域福祉	宮野地区社会福祉協議会 宮野地区民生委員児童委員協議会 宮野地区福祉員協議会 宮野明朗会 マロニエの森の会	山口市宮野財産区 宮野地区体育委員会 宮野スポーツ少年団連絡協議会 宮野をよくする会 宮野地区更生保護女性会
安心・安全	宮野地区消防後援会 山口市消防団中部方面隊宮野分団 山口交通安全協会宮野分会 宮野地区青少年健全育成連絡協議会 宮野地区子ども会育成連絡協議会 宮野商工振興会 宮野地区更生保護女性会	宮野自治連合会女性部 山口市宮野地域交流センター活動後 援会 山口市立宮野幼稚園PTA 山口市立宮野小学校PTA 山口市立宮野中学校親育会
健康・体育	宮野地区体育委員会 宮野スポーツ少年団連絡協議会 山口市宮野地域交流センター活動後 援会 山口市立宮野幼稚園 山口市立宮野小学校 山口市立宮野中学校	宮野地区子ども会育成連絡協議会 宮野明朗会 山口市消防団中部方面隊宮野分団 宮野地区青少年健全育成連絡協議会
文化・伝統	宮野観光会 山口県農業協同組合宮野支所 宮野をよくする会 宮野古典保存会 山口市立宮野幼稚園PTA 山口市立宮野小学校PTA 山口市立宮野中学校親育会	宮野地区人権学習推進協議会 宮野地区消防後援会 宮野商工振興会